

参加無料

令和元年 9月



東京労働局 大田労働基準監督署

「働き方改革」説明会の開催について

日頃から労働基準行政の推進に関し格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、現在、「応援します！あなたの会社の働き方改革！」改正法、順次スタート！”
と題して、次の項目を中心に労働局や労働基準監督署の職員による説明会を開催して
います。

 1 時間外労働の 上限規制 月45時間 年360時間 <small>原則</small> 2019年4月1日より施行 <small>※中小企業は2020年4月1日より施行</small>	 2 年次有給休暇の 時季指定 毎年5日 <small>確実に取得</small> 2019年4月1日より施行
--	---

時節柄お忙しい折と存じますが、ご参加頂きますようお願い申し上げます。
説明会の内容、日程の詳細及び参加申込は、別紙を参照ください。

【お問い合わせ先】説明会の運営は、厚生労働省が委託する㈱東京リーガルマインドが行っております。

働き方改革関連法に関する説明会事務局（受託者 株式会社東京リーガルマインド）
フリーダイヤル： 0800-222-3029
〒164-0001 東京都中野区中野 4-11-10 アーバンネット中野ビル
TEL： 03-5913-6085 / FAX： 03-5913-6409
E-MAIL： 36kyoutei@lec-jp.com 担当：鈴木・小田

業種・団体向けの説明会も開催しておりますので、詳しくは問い合わせください。

～「働き方改革」について、インターネットでも紹介しています。～
働き方改革 特設サイト www.mhlw.go.jp/hatarakikata/

< 「働き方改革」説明会 >

【内容】

中小企業庁職員による
中小企業に対する「しわ寄せ防止」について

労働基準監督署職員による
改正労働基準法に関する Q&A
年次有給休暇の時季指定義務
36協定の様式変更について

【開催日時・場所】

令和元年9月26日(木) 14時00分～16時00分

プラザ・アペア 大田区西鎌田8-3-5

- ・開場は30分前となります。
- ・定員になり次第、締め切りとさせていただきますので、お早めにお申し込みください。

上記日程にご都合がつかない方はお問い合わせ下さい。
(お問い合わせは、フリーダイヤル 0800-222-3029)

【申込方法】

事前の申し込みは不要です。
当日、直接、会場にお越しください。